

□ 金融 ADR 制度への対応

(1) 苦情処理措置の内容

当 J A では、苦情処理措置として、業務運営体制、内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ、チラシ等で公表するとともに、J A バンク相談所や J A 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応につとめ、苦情等の解決をはかります。

まずは、当 J A の相談・苦情受付窓口へお申し出ください。

受付時間：信用事業 8：45～17：00（金融機関の休業日を除きます。）

共済事業 8：45～17：00（土日、祝祭日及び12月31日～1月3日を除きます。）

京 北 支 店	075-852-0250	亀 岡 中 部 支 店	0771-22-0240
美 山 支 店	0771-75-0013	亀 岡 川 東 支 店	0771-22-0669
園 部 支 店	0771-62-0560	篠 支 店	0771-22-0104
園 部 黒 田 支 店	0771-62-1688	岩 滝 支 店	0772-46-3055
八 木 支 店	0771-42-2129	加 悦 支 店	0772-42-2175
日 吉 支 店	0771-72-0080	野 田 川 支 店	0772-43-0201
丹 波 支 店	0771-82-1125	伊 根 支 店	0772-33-0301
瑞 穂 支 店	0771-86-0160	峰 山 支 店	0772-62-0231
和 知 支 店	0771-84-0300	大 宮 支 店	0772-68-1000
福 知 山 支 店	0773-22-6205	網 野 支 店	0772-72-5000
福 知 山 東 部 支 店	0773-27-3801	弥 栄 支 店	0772-65-2231
亀 岡 中 央 支 店	0771-22-1186	間 人 支 店	0772-75-0440
亀 岡 西 部 支 店	0771-26-2006	久 美 浜 支 店	0772-82-1200
亀 岡 大 井 支 店	0771-24-0770	宮 津 支 店	0772-22-1781
保 津 支 店	0771-24-0880	宮 津 府 中 支 店	0772-27-0026

上記支店のほか、下記の窓口でも受け付けます。

信用事業・京都農業協同組合 信用部

電話番号：0771-22-6982 電子メール：risuku-1@kyoto-ja.jp

受付時間：8：45～17：00（金融機関の休業日を除きます。）

・京都府 J A バンク相談所

電話番号：075-693-2105

受付時間：9：00～17：00（金融機関の休業日を除きます。）

共済事業・京都農業協同組合 共済部

電話番号：0771-22-6983 電子メール：risuku-1@kyoto-ja.jp

受付時間：8：45～17：00（土日、祝祭日および12月31日～1月3日を除きます。）

・J A 共済相談受付センター（J A 共済連 全国本部）

電話番号：0120-536-093

受付時間：9：00～17：00（土日、祝祭日および12月29日～1月3日を除きます。）

(2) 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

① 信用事業

- ・ 京都弁護士会紛争解決センター 電話番号：075-231-2378
受付時間：9：30～12：00、13：00～16：30 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除きます。）
- ・ 東京弁護士会紛争解決センター 電話番号：03-3581-0031
受付時間：9：30～15：00 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除きます。）
- ・ 第一東京弁護士会仲裁センター 電話番号：03-3595-8588
受付時間：10：00～12：00、13：00～16：00 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除きます。）
- ・ 第二東京弁護士会仲裁センター 電話番号：03-3581-2249
受付時間：9：30～12：00、13：00～17：00 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除きます。）
- ・ 兵庫県弁護士会紛争解決センター 電話番号：078-341-8227
受付時間：9：00～17：00 月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く。詳しくは弁護士会にお尋ねください。）

※上記の弁護士会は、直接お申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続をすすめる方法があります。

○現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

○移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は京都府JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センターにお問合せください。

- ・ (公社) 民間総合調停センター

京都農業協同組合信用部、京都府JAバンク相談所をつうじてのご利用となります。

② 共済事業

- ・ (一社) 日本共済協会 共済相談所 電話番号：03-5368-5757
受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00（土日、祝祭日および12月29日～1月3日を除く）
- ・ (一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構大阪支部 電話番号：0120-159-700
ホームページ <http://www.jibai-adr.or.jp/>
- ・ (公財) 日弁連交通事故相談センター京都支部 電話番号：075-231-2378
ホームページ <http://www.n-tacc.or.jp/>
- ・ (公財) 交通事故紛争処理センター大阪支部 電話番号：06-6227-0277
ホームページ <http://www.jcstad.or.jp/>